

東電に賠償命令

南相馬避難者に2.7億円

仙台高裁判決

東京電力福島第一原発事故で避難して精神的苦痛を強いられたなどとして、福島県南相馬市原町区の住民42世帯140人が東電に約12億6千万円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決が25日、仙台高裁であった。小林久起裁判長は140人に計約2億7929万円を支払うよう命じた。

小林裁判長は今年4月、住民側と東電側双方に和解案を提示。住民側は和解に応じる予定だったが、東電は6月、「総合的に判断し

受け入れが困難と回答した」などとして和解案を拒否した。東電は同月、判決が確定した同種訴訟の住民に謝罪していたが、異なる対応をとった。先行していた訴訟では3月、東電の賠償を命じる控訴審判決が確定している。

仙台高裁判決によると、東電は津波で原発内の電源設備が機能を失う可能性を認識しながらも、具体的な対策工事を先送りしたと指摘。一審・福島地裁いわき支部判決は東電に悪質性が

あったという原告の主張は認めなかったが、この日の判決で小林裁判長は「経営上の判断を優先し、事故を未然に防止する原発事業者の責務を自覚していなかった」と悪質性を認定した。

賠償額について判決は、第一原発から20キロ圏の住民には1人あたり250万円、20〜30キロ圏は同120万円を加算して支払うよう命じた。また、一審判決が認めなかった、津波被災者への賠償も盛り込んだ。原告弁護団の米倉勉弁護士は「一審が棄却した部分をきちんと認めたいきれいな勝訴判決が得られた」と評した。東電は「判決内容を精査し、対応を検討する」とコメントした。(滝口 備之)